

育児中の母親は選挙時の街宣車放送をどのように聞いているか How Do Nurturing Mothers Feel about Election Campaign Sound Trucks

有永 由子
Yuko ARINAGA

永幡 幸司
Koji NAGAHATA

福島大学
Fukushima University

内容梗概：育児中の母親は選挙時の街宣車放送をどのように聞いているか、新生児・乳幼児の子供を持ち、自宅にて子育てを行っている母親 100 名を対象として、インタビュー調査を行った。その結果、育児中の母親にとって街宣車放送は投票の参考になっておらず、騒音と捉えられていることが分かった。また、昼寝中の子供が街宣車放送によって起こされてしまう等、育児に対して多様な影響をもたらしていることも明らかになった。多くの育児中の母親にとって、街宣車放送は無くなることが望ましいと結論付ける。

1. はじめに

選挙における街宣車を使用しての放送（以下、街宣車放送）は公職選挙法によって認められ、多くの選挙立候補者（以下、立候補者）によって行われている。

しかし、街宣車放送が引き起こす騒音問題は数多く存在する。例えば新聞において、センター試験会場の管理者が選挙管理委員会に対し、試験会場近くでの音響への配慮を要請したこと¹²⁾、伝統行事など人が集まる所での自粛要請がなされたこと^{3,4)}、街頭演説をしていた立候補者が通行人に「うるさい、選挙活動してもええんか」と言われ頭をたたかれたこと⁵⁾等が記事になっている。また、街宣車放送に対する苦情が新聞に投書される事例^{6,7)}もある。

さらには、騒音公害防止の観点から、街宣車放送を立候補者同士が申し合わせをして自粛した事例⁸⁻¹⁰⁾や、立候補者独自に自粛した事例¹¹⁾も見受けられる。また、著者らが行った、街宣車放送を行う立場である、公職選挙立候補者が考える街宣車放送の効果についての調査¹²⁾（以下、立候補者に対するアンケート）では、立候補者自身が街宣車放送中に騒音被害を訴えられたという回答もあり、立候補者も街宣車放送が騒

音になりかねないと考えている。

このように、人々はそれぞれが置かれた状況や場面において、街宣車放送による様々な被害を受けていると考えられる。

その中でも、立候補者に対するアンケート¹²⁾に見られた「昼寝をしている子供が起きてしまうと被害を訴えられた」という回答や、立候補者が選挙運動について書いた著書¹³⁾に見られる、赤ちゃんが泣くから街宣活動をやめて欲しいと言われたことがあるという記述に着目し、本研究では育児中の母親に焦点をあてたインタビュー調査を行った。この調査では、育児中の母親が選挙時の街宣車放送をどのように聞いているのかを調べ、彼女達にとって、どのように問題となるのかを明らかにする。

2. 公職選挙法で定められる選挙運動について

公職選挙法では、「街宣車放送」、「選挙公報の発行・頒布」、「新聞広告」、「街頭演説」、「公共施設使用の個人演説会」、「公共施設以外使用の個人演説会」、「政見放送」、「文章図画（パンフレット）の配布」、「文章図画（ポスター）の掲示」、が認められている。

街宣車放送に対しては、運動期間を、候補者の届出のあった日から選挙期日前日までの朝8時から夜8時までと規定し、立候補者一人につき街頭演説とは別に、定められた規格の自動車一台または船舶一隻と拡声機一そろいの使用を認めている。

3. インタビュー調査の概要

インタビューは、2007年5月21日から7月11日の間に、福島市主催の同市内8箇所で開催された育児相談会にて、著者ら3人で行った。対象は、この育児相談会に参加していた、福島市内の自宅にて子育てを行う、新生児・乳幼児の子供を持つ母親100名である。このうち外国籍のため有権者では無いものと、授乳開始のためインタビューが中断したものの2名については、一部の回答が得られていない。

インタビュー調査の項目を表-1に示す。

表-1 質問事項

回答者について	
性別	択一
年齢	択一
居住地域	択一 + 自由記述
選挙運動について	
投票する候補者を決定する際に必要とする情報について	択一 + 自由記述
公職選挙法に定められる選挙運動について参考にする程度	5段階評価
街宣車放送の内容で投票する候補者を決定した経験の有無	択一
街宣車放送について思うこと	自由記述
街宣車放送が無くなった場合に困ることの有無	択一 + 自由記述
今後も街宣車放送は必要か	択一

4. 結果

4.1 投票する候補者を決定する際に必要とする情報について

投票する立候補者を決める際にどのような情報が必要か、またその情報は現時点で十分に得られているか、という質問に対して、複数回答で表-2のような結果が得られた。

表中、「立候補者自身の情報」に分類したものは「政策」など、候補者に関する特定の情報を挙げた回答を分類した。また、この回答群の「選挙活動方法」に分類したものは、「熱意をもってやっているか」、「地元まで回ってくるか」という回答で、他の「立候補者自身の情報」とは違い、立候補者の選挙活動への取り組み方への評価が、投票する候補者を決定する際の重要な要素であることを意味している。

一方、「情報を入手するために必要な媒体」に分類したものは、特定の情報ではなく、「新聞・メディア」等の情報を得るために必要とする媒体を回答したものが分類される。

また、「他人の意見」に分類したものは「夫・家族の意見」や、「会社で応援している人」という回答であり、これらは周囲の人の意見で投票する立候補者を決定していることから回答されたと考えられる。

表-2 投票する候補者を決定する際に必要とする情報 (人)

情報の性質	必要とされる情報	合計	回答内訳		
			得られている	得られていない	わからない
立候補者自身の情報 (計 117)	政策	77	43	34	0
	政党	18	15	3	0
	人柄	14	6	8	0
	名前	4	3	1	0
	選挙活動方法	4	3	1	0
情報を入手する際に必要な媒体 (計 18)	選挙公報	3	2	1	0
	ポスター	4	3	1	0
	新聞・メディア	11	5	5	1
他人の意見 (計 12)	家族・知人の意見	12	5	3	4
その他 (計 9)	分からない・無い	5			
	興味が無い	2			
	無回答	2			

これら3つの回答群のうち1番回答数が多いものは「立候補者自身の情報」の75%であった。この様に多くの回答者が「公約」等の立候補者に関する情報を挙げたが、中には「情報を入手する際に必要な媒体」を回答した者も11.5%いて、設問の受け取り方に2つの傾向がみられた。

必要とする情報の全ての中で、最も回答数が多かったものは「政策(77回答)」で、このうち、情報を「得られている」と答えたものが43名(55.8%)で、「得られていない」と答えたものが34名(44.2%)であった。二番目に多かった回答は「政党(18回答)」で、このうち、15名(83.3%)は情報を得られているが、3名(17.7%)は情報を得られていない。

必要とする情報の全ての中で、情報を「得られている」という回答者が一番多かったのは「政党」についてで、「得られていない」という回答者が一番多かったのは、「人柄」についてであった。

立候補者に対するアンケート¹²⁾によると、立候補者が街宣車放送を行う目的として「氏名の周知・伝達(46.1%)」という回答が最も多く、次に多いのが「政策の周知・伝達(34.6%)」であった。しかし、育児中の母親のうち、必要とする情報が「名前」であるという回答は4回答(4.1%)のみであった。

つまり、立候補者が目的としている「名前の周知・伝達」であるが、育児中の母親にとって「名前」という情報は必要とされていない。一方で、育児中の母親が必要とする「政策」について、立候補者の多くがその周知・伝達を目的として街宣車放送を行っているが、育児中の母親の半数近くが政策についての情報が「得られていない」と回答した。

さらに、立候補者は街宣車放送を行って得られた効果として「氏名の周知・伝達」の次に、「人柄を知ってもらえた」と回答しているものが多い。しかし、この「人柄」という情報を必要とする育児中の母親の多くが、情報を「得られていない」と感じている。

このように、立候補者が街宣車放送を行うことで伝えようとしている情報は、育児中の母親が必要とするものではない。さらに、立候補者が伝えられていると考える情報であっても、育児中の母親は必要としているのに、得ることができていないと感じている。

情報を入手する際に必要な媒体としては「選挙公報」、「ポスター」、「新聞・メディア」が回答されている。一番必要とされている媒体は、「新聞・メディア(11回答)」であった。必要とされる媒体としてあげられたこれらの回答について、過半数以上が情報を「得られている」と評価している。また、街宣車放送という回答をしたものはいない。

これらのことから、街宣車放送は投票の際に必要な情報ではないことが読み取れる。

4.2 公職選挙法に定められる選挙運動について参考にする程度

投票する立候補者を選ぶ段階で、公職選挙法で認められる、街宣車放送、選挙公報の発行・頒布、新聞広告、街頭演説、公共施設以外使用の個人演説会、公共施設使用の個人演説会、政見放送、文書図画(パンフレット)の配布、文書図画(ポスター)の掲示、の9つの選挙運動について、それぞれどの程度参考にするのか、5段階(とても参考にしている、参考にしている、どちらとも言えない、あまり参考にしていない、全く参考にしていない)で評価を求めた。なお、回答者が評価できないものについては「分からない」を選択してもらった。回答者は98名であった。図-1は5段階で評価された回答のみをグラフ化したものである。

まず街宣車放送についてみると、参考にしていると回答者は「とても参考にしている」と回答した3名と、「参考にしている」と回答した18名をあわせた合計21名(21.4%)である。これに対し、参考にしていないとする回答者は「あまり参考にしていない」と回答した15名と、「全く参考にしていない」と回答した44名との合計59名(60.2%)である。街宣車放送を参考にしていないとする回答者数は、9つの選挙運動の中では4番目に多い。

街宣車放送よりも参考にしていないとする回答者が多い選挙運動は、「公共施設以外使用の個人演説会(69名, 87.3%)」、「公共施設使用の個人演説会(67名, 83.8%)」、「街頭演説(62名, 68.1%)」である。

これら個人演説会や街頭演説に関しては、「分からない」を選択した者が多く、この中には「聞いたこ

とが無い」という意見が多かった。つまり演説は聞きに行く機会がなく、行ったことが無いので参考にしていないという回答者もいると考えられる。演説は、決まった日時に決まった場所へ出かけていける人にとってのみ参考にできるのであって、出かけることが困難な育児中の母親にとっては、投票する際の参考にならない。

一方、街宣車放送において「分からない」を選択した者はいなかった。これらのことから、街宣車放送は耳にする機会があるにも関わらず、全く参考にしていないという回答者が多いといえよう。

これに対して、立候補者に対するアンケート¹²⁾では、立候補者がこれら選挙運動について、どの程度効果があるか5段階（効果がある、やや効果がある、どちらとも言えない、あまり効果がない、効果が無い）で評価を求めた結果、立候補者は街宣車放送について概ね効果があると回答していて、「あまり効果が無い」、「効果が無い」と回答したものはなかった。つまり立候補者によって効果がある選挙運動と考えられている街宣車放送だが、少なくとも育児中の母親にとっては、参考にしていなく、参考にならない選挙運動なのである。

育児中の母親において、「とても参考にしている」の回答と「参考にしている」の回答をあわせた、参考にしていると回答者が多い選挙運動は「新聞広告(54名, 56.8%)」、「ポスター(51名, 52.0%)」、「選挙公報(49名, 54.4%)」である。このように、参考にしていると考えられる選挙運動は4.1で述べた「情報を入手する際に必要な媒体」として回答されたものと一致する結果が得られた。

4.3 街宣車放送の内容で投票する候補者を決定した経験の有無

投票する候補者を決める際に選挙カーによる放送内容をきっかけにしたことがあるか、という問いに対し、三者択一で表-3のような結果が得られた。

「放送を投票のきっかけにしたことが無い」という回答者が67名と多く、街宣車放送は投票のきっかけになっていないと考えられる。また、「放送を聞いた候補者に投票した」という回答には、「投票する直前

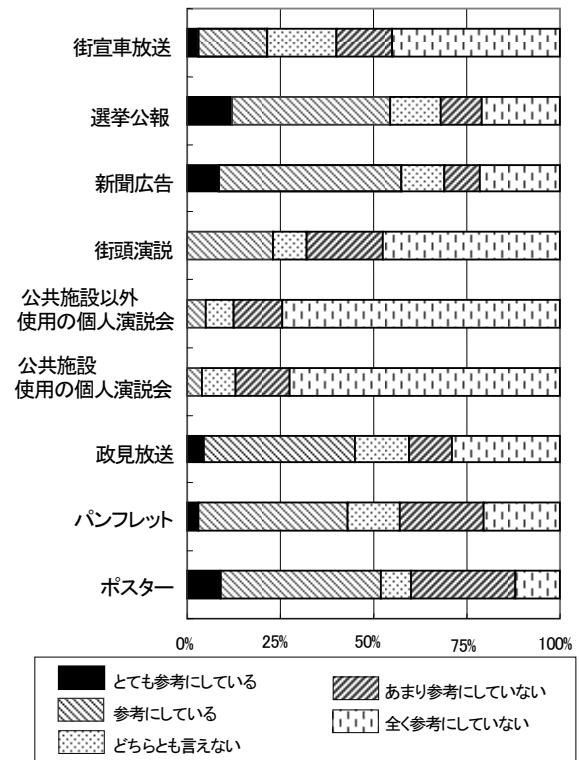


図-1 各選挙運動をどの程度参考にするか

表-3 街宣車放送の内容で投票する候補者を決定した経験の有無 (人)

放送を聞いた候補者に投票した	14
放送を聞いた候補者への投票を止めた	17
放送を投票のきっかけにしたことは無い	67
無記入, 分からない	2

まで候補者を決めていなく直前に耳にした立候補者名を記入した。」、「耳に残っていたので」等の意見があった。つまり、これらの回答者は立候補者の名前だけが情報として得られたのであり、聞いただけで投票したと考えられる。街宣車放送の内容によって投票をしてはいないことを表している。

「放送を聞いた候補者への投票をやめた」という回答者の数は「放送を聞いた候補者に投票した」を上回るものだ。この回答者の中には「名前の連呼に抵抗を感じた」と理由を述べた者がいた。

この結果から、立候補者の考える街宣車放送の効果として「当選した」という回答があったが¹²⁾、実際には効果が得られていないであろうと考えられる。

4.4 街宣車放送について思うこと

街宣車放送について思うことをお聞かせください、という問いに対して100名中99名の回答が得られた。なお回答が得られなかった1名については授乳開始を理由とする。

これらについてK J法に準ずる方法で分類を行った。結果を図-2に示す。

得られた回答は大別すると、街宣車放送について否定的な感想を示したものと、否定的でない感想を示したものとに分けられた。

また、これらに分類されないものとして、街宣車に関する放送以外の感想を示した「無関心」、「交通の障害」という2つの回答群が存在する。

以下、それぞれの回答群の具体的な内容を示す。

A. 街宣車放送に対する否定的な回答

街宣車放送に対する否定的な回答は大きく分けて、「うるさい」、「必要が無い」、「逆効果」、「参考にならない」、「活動自粛を希望」、「活動への制限つき賛成」、「活動方法への提案」という7つの回答群に分類される。

「うるさい」という回答群において、うるさいと感じる理由に挙げられた意見は、「音量」、「放送時間帯」、「放送地域」、「子育てをする上での問題」の4つの小さな回答群に分類される。また、「うるさい」には4つの小さな回答群の他に、単に「うるさい」と回答したものや、うるさい理由が少数意見であるものも含まれる。

「うるさい」の回答群中、「音量」は「声大きい。」等で街宣車放送の音量に対して述べた回答が分類される。

「放送時間帯」は「時間帯を考えて欲しい。」、「朝早くからうるさい。」という街宣車放送の活動時間に対して述べた回答が分類される。この回答群を見るに、活動時間を守らない立候補者がいることへの不満があり、それだけでなく活動時間の短縮を求める意見や、朝・晩の放送に対しての不満を示した回答が26回答もあることが分かる。

「放送地域」は「住宅街に入ってくられると迷惑。」、「場所を考えて欲しい。」という、街宣車放送が行わ

れる地域に対して述べた回答が分類される。これらは住宅街や自分の家の前で放送されて迷惑であるといった、生活環境への侵入による被害を表すものである。

「子育てをする上での問題」は「子供が起きてしまった。」、「毎日の様にお昼寝の時間帯にやってきた。」という子育てをしている母親特有の回答が分類される。この回答群は「放送時間帯」や「放送地域」に密接に関係し、それらと大きく重なっている。この重なっている部分の「昼寝の時間など邪魔され迷惑。」という回答は街宣車放送の活動時間が問題となることを示すもので、「子供がいる地域でもグルグル周り皆が迷惑している。」という回答は街宣車放送の活動地域の問題を示すものである。また、この回答群では実際に子供が起きてしまうという被害が多く回答されているので、街宣車放送の音量は子供を起こす程の音量であるので問題になっていると考えられる。さらに、音量だけでなく「子供が起きないか神経を使う。」、「子供の寝ている時間にうるさいと感じる。」、「子供のいる地域でもグルグルまわり、皆が迷惑している。」という回答がなされていることから、音量の大小だけが問題ではなく、子供の寝ている時間帯や子供が暮らしている地域においては、放送すること自体が育児上の問題を引き起こしていることが読み取れる。さらに、実際に子供が起きてしまったという回答は、昼寝の時間に起こされたものや、寝かけている時に起こされたものも含めて、28回答であった。これら被害を訴える回答から、育児をしている母親に対して街宣車放送は騒音となり被害を与えていることが読み取れる。

「連呼行為」という回答群は、街宣車放送は連呼行為をしているという回答と、その連呼行為に対する感想を述べたものが分類される。この回答群には連呼行為によってからでは知りたい情報が得られないという意見があり、「うるさい」と「参考にならない」の双方の回答群に属する。

「参考にならない」という回答群は「放送内容が不明」であり、「連呼行為」のみで欲しい情報が得られないという様な意見の回答群である。これは、「名前を連呼しているだけで意味が無い。」という連呼行為のみに対する不満や、「何が言いたいかわからない。」

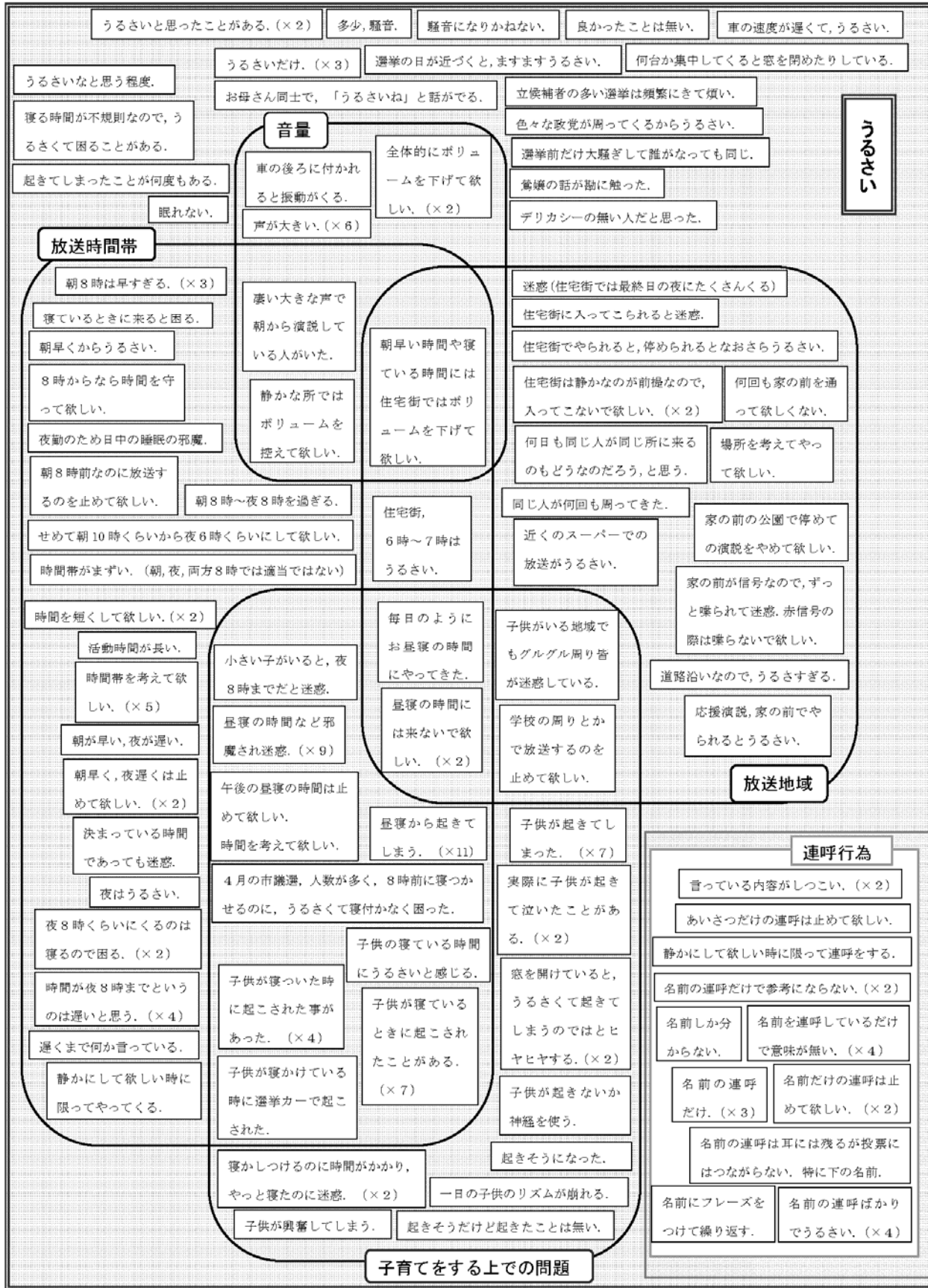
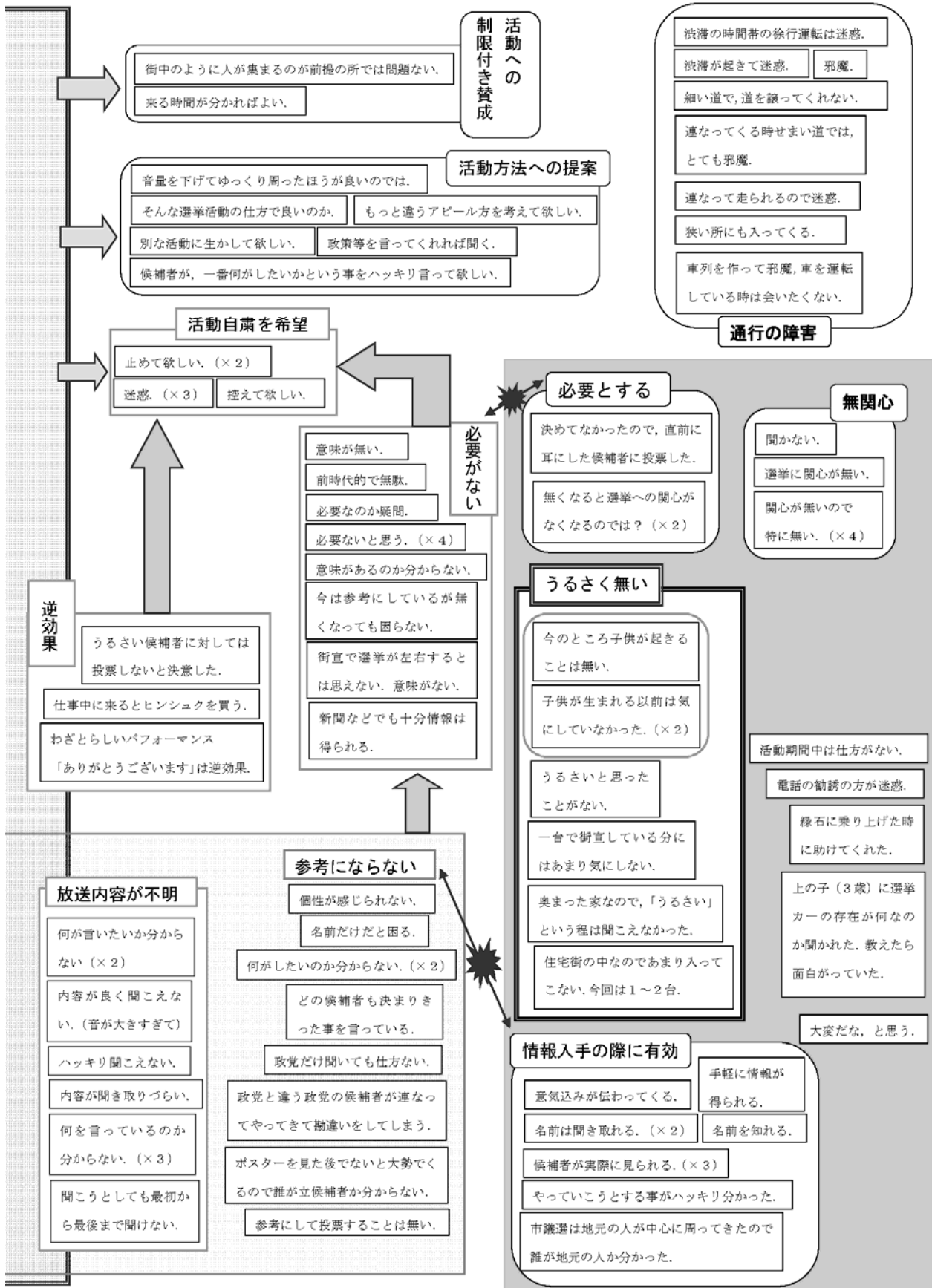


図-2 街宣車放送について思うこと



という放送内容が不明だという不満であり、さらに、「政党だけ聞いても仕方がない。」という聞きたい情報を得られていない事への不満も挙げられている。これらは38回答なされ、いずれも「うるさい」と感じられている。つまり、表-2で示した、回答者の必要とする情報が、街宣車放送では得ることができていないので、なおさら「うるさい」という印象を回答者に与えていると考えられる。この回答群は、投票する際の参考にならないにも関わらず、音が鳴らされるという事から「うるさい」という回答群と関係性を持つものである。

「必要が無い」の回答群は「意味があるのか分からない。」、「必要ないと思う。」等の回答である。これらの回答は、うるさいうえに「参考にならない」という意見から、必要がないと回答されたと考えられる。

「逆効果」の回答群は、「うるさい候補者に対しては投票しないと決意した。」等の意見であった。これは、「うるさい」という回答群と関係する。うるさいという感情から、街宣車放送を行っている立候補者に対する否定的な感情を持ったと考えられる。

「活動自粛を希望」は「止めて欲しい。」等の意見が見られ、これは「うるさい」、「必要が無い」、「逆効果」等の回答群より導き出されたと考えられる。街宣車放送自体の存在意義に疑問を持ち、この活動を自粛して欲しいという意見の回答群である。

これに対して街宣車放送に不満を持つてはいるものの、活動方法を見直せば問題は無いといった回答群が「活動への制限付き賛成」である。

「活動方法への提案」は、現在行われている街宣車放送の活動方法に対する批判であり、新たに活動のありかたの提案をするものである。

また、「活動への制限付き賛成」における「街中のように人が集まるところでは問題ない。」という回答は、街中以外で行われれば問題であり、うるさいと感じているものである。また「活動方法への提案」の「もっと違うアピール方法を考えて欲しい。」という回答は、現在のアピール方法では参考にならず、うるさいと感じていることからなされた。

これらのことから、「活動への制限付き賛成」、「活動方法への提案」のいずれも「うるさい」の回答群に

含まれる7つの小さな回答群と、その他の回答を理由とし「うるさい」から導きだされた意見である。

以上のことから、同じ様に「うるさい」と感じている回答者であっても、選挙カーについて止めて欲しい考える者や、やり方を変えれば行われていても良いと考える者がいることが分かる。また、否定的な感想を示したものの意見の根底に共通して「うるさい」という感情が存在していて、具体的な被害や街宣車放送の在り方が意見された。

以上の様に、街宣車放送に対する否定的な意見は多く存在している。しかし、立候補者は街宣車放送を行う際の工夫として、騒音にならないような工夫をしているという回答があった¹²⁾にも関わらず騒音被害を訴える育児中の母親が存在しているので、配慮があったとしても、街宣車放送が行われること自体が騒音として問題になっていると考えられる。

B. 街宣車放送に対する否定的でない回答

街宣車放送に対する否定的でない回答には、「うるさくない」、「情報入手の際に有効」、「必要とする」という3つの回答群と、他に街宣車放送に対し好意的な意見が分類される。これらの回答をした人数は99名中21名であった。

「うるさくない」という回答群において、子育てに関係すると考えられる回答がみられたが、これは「子供が生まれる以前は気にしていなかった」、「今のところ子供が起きることは無い。」の、2種3回答のみである。

「情報入手の際に有効」という回答群には、「手軽に情報を得られる。」「名前を知れる。」等の回答であった。これらの回答者は、立候補者を実際に見ることができたり、街宣車放送において「名前」という情報が得られたり、なんらかの参考になるという考えから回答したと思われる。しかし、これらの回答をした者は4.1において必要とする情報が十分に得られていないと回答していることや、同回答群において「名前は聞き取れる。」という回答がされているのを見ると、投票に必要な情報源にはなっていないと考えられる。

「必要とする」の回答群では、「決めていなかったもので、直前に耳にした候補者に投票した。」、「無く

なると選挙への関心がなくなるのでは？」という回答であった。前者は、投票する立候補者を決定する際に、自ら考えて投票するために情報を必要としているのではなく、耳に残った名前という理由で投票している。

また、後者も自らの投票行為において必要としているわけではない。

つまり、街宣車放送を、自らが必要とする情報を得て、自らの考えで投票するために必要であるとする回答はなされていない。

C. 街宣車の音に関する意見では高い回答

街宣車の音に関する意見ではない回答には、否定的な回答群、否定的でない回答群のいずれにも含まれない回答群として、「無関心」と「交通の障害」の2つの回答群が存在する。

「無関心」は「選挙に関心が無い」という街宣車放送についての言及ではなく、選挙自体に関心を持っていない回答が分類される。「交通の障害」には「渋滞がおきて迷惑。」等の、街宣車によって進路が邪魔されたという交通障害についての意見があった。

4.4.1 「街宣車放送について思うこと」と「街宣車放送の内容で投票する候補を決定した経験の有無」との関係

街宣車放送を投票のきっかけにしたことがあるかという質問(4.2)において「放送を聞いた候補者への投票を止めた(17名)」と回答したものの全員が、街宣車放送について思うこと(4.4)でも否定的な感想を述べている。例えば、図-2の「逆効果」の回答群中の「うるさい候補者に対しては投票しないと決意した。」という回答は、この17名に含まれる回答者のものである。さらに、騒音被害を訴える者や、「逆効果」に分類される「仕事に来るとヒンシュクを買う。」、「わざとらしいパフォーマンス、ありがとうございますは逆効果。」という回答もみられる。このことから、街宣車放送は投票を促すのではなく、投票を止めさせてしまうという効果もあると言えよう。

また4.2において「放送を投票のきっかけにしたことは無い(67名)」という回答は過半数に及んだが、この回答者は、街宣車放送について思うことで

「参考にならない」、「必要が無い」と述べている。つまり、放送を投票のきっかけにしたことはない回答者も、街宣車放送に対して否定的な考えを理由として持っていると考えられる。

これらに対して、4.2において「放送を聞いた候補者に投票した(14名)」を選択した者のうち、「街宣車放送について思うこと」で、否定的でない回答のみをした者は1名、否定的な回答のみをした者は9名、両方を回答した者が3名であった。つまり、投票のきっかけにしたことがあっても、街宣車放送に対する否定的な感想を持っているものは13名いて、多くの回答者が街宣車放送に対する不満を抱えていることが伺える。

4.5 街宣車放送が無くなった場合に困ることの有無

街宣車放送が無くなった場合困ることが有るか無いか、また理由がある場合それは何か、回答を求めたところ、表-4のような結果が得られた。

「困ることがある」の選択理由としては、5名が「誰が立候補しているのか分からなくなる」、「ポスターと実物はイメージが違う」、「立候補者の選挙への意気込みが伝わらない」等、情報が不足してしまう事を理由にあげ、1名は選挙への関心がなくなるのではないかという理由を挙げた。

「困ることはない」を選択した者のうち4名は「自分には必要がないが必要な人もいるかもしれない」、「あっても無くても一緒」等、不必要だという理由を挙げた。5名は「ポスターで十分情報は得られている」、「名前だけしか分からないので他の事で足りる」という他の選挙運動の方が有効だという理由を挙げた。他に、「迷惑になるのでは」という騒音問題を理由に挙げた者が1名であった。

「どちらとも言えない」を選択したものが回答し

表-4 街宣車放送が無くなった場合に困ることの有無 (人)

困ることがある	8
困ることはない	87
どちらとも言えない	4

た理由を見ると、「選挙の気がしない」、「選挙が近いと分かる」、「全て無くなってしまうと選挙への関心がうすれる」というものであった。

ここで、「街宣車放送が無くなった場合に困ることの有無」と他の設問への回答との関係について検討する。図-2において、街宣車放送が無くなった場合に「困ることがある」という理由としては「必要とする」、「情報入手の際に有効」という回答群が該当する。また、「困ることは無い」という理由としては、「うるさい」、「参考にならない」、「必要が無い」、「逆効果」という回答群が該当する。

また、無くなった場合に困ることがある理由として、立候補者を認知することが出来なくなる、立候補者のイメージや人柄を知るといった情報が不足してしまう等を理由にあげた回答者が5名いた。

しかし、図-2では「ポスターを見た後でない」と大勢で来るので誰が立候補者かわからない。」と回答されていて、表-2では人柄についての情報が得られていないという結果が示されている。

したがって、一部のものに街宣車放送が無くなった場合に困る理由として考えられる街宣車の効用は、そもそも大多数の回答者から、その効用を認められていないことが分かる。これは図-2において多くの回答者が街宣車放送を参考にならないと考えているという結果に現れており、また街宣車放送と他の選挙活動と比較した図-1でも明らかである。

4.6 今後も街宣車放送は必要か

街宣車による放送は今後も必要だと思うかについて、択一で回答を求めたところ表-5のような結果が得られた。回答数の多い順に「必要ではない(76名, 76.76%)」、「必要である(16名, 16.16%)」、「どちらでもない(7名, 7.07%)」で、多くの回答者が今後必要としないことが分かった。

表-5 今後も街宣車放送は必要か (人)

必要である	16
必要ではない	76
どちらでもない・どちらでも良い	7

5. まとめ

以上より、多くの回答者が街宣車放送を「うるさい」と感じていることが分かった。さらに回答者は、投票する際の参考として必要としていなく、無くなっても困ることは無いと考えている。回答者の少数は街宣車放送を必要としているが投票行為には結びつかない。

また、立候補者が街宣車放送に期待している効果について、育児中の母親は必要としていなく、得票への効果や立候補者の認知という効果は現れていない。

さらに、街宣車放送は昼寝の妨げになる等の睡眠妨害を始めとする様々な影響を育児に及ぼして、育児中の母親にとっては、街宣車放送が行われること自体が問題となっている。

街宣車放送がもたらす被害は数多く存在するが、育児中の母親は必要とする情報を街宣車放送から得ることができなく、その効果は被害に比べて少ない。

したがって、少なくとも育児中の母親にとっては、街宣車放送をなくすことが望ましい。

謝辞

インタビュー調査の実施にご協力いただいた、福島市健康保健部保健福祉センター健康推進課地域保健グループの皆様、インタビューに御回答いただいた育児相談参加者の皆様に感謝いたします。また、インタビューに同行していただいた福島大学教育学部4年の高野郁氏、ご議論いただいた福島大学永幡研究室のメンバーに謝意を表す。

参考文献

- 1) 朝日新聞(朝刊)2007年1月10日, 26
- 2) 朝日新聞(千葉全県版朝刊)2007年1月20日, 30
- 3) 朝日新聞(夕刊)1996年10月3日, 11
- 4) 朝日新聞(岩手版朝刊)2000年6月16日, 27
- 5) 朝日新聞(山口版朝刊)2006年4月5日, 22
- 6) 朝日新聞(朝刊)2005年7月6日, 12
- 7) 朝日新聞(朝刊)2006年10月19日, 30
- 8) 朝日新聞(三重版朝刊)1999年3月21日
- 9) 朝日新聞(香川版朝刊)1999年4月21日
- 10) 朝日新聞(宮城版朝刊)1999年11月13日, 27
- 11) 読売新聞(東京都版朝刊)2007年4月17日, 34
- 12) 有永由子, 永幡幸司, 鹿俣美穂, “公職選挙立候補者の考える街宣車放送の効用について”日本音響学会騒音・振動研究会資料, N-2007-14, (2007).
- 13) 山内和彦, 自民党で選挙と議員をやりました(角川SSCコミュニケーションズ, 東京都, 2007), pp. 80-84.